

様式第3号 (第9条関係)

1 主要な生産品又は事業の内容は何ですか。 (主要なものとは、総収入の最も多いものです。)	3 調査期間中に事業活動を行った日数は何日でしたか。 ----- 日-----						
2 調査期間はいつからいつまででしたか。(前月の最終給与締切日の翌日から、本月の最終給与締切日までの1ヵ月間です。) ----- 月 日から 月 日まで-----	4 企業の全常用労働者数は何人ですか。該当の番号を○で囲んでください。(貴企業(同一会社)に属する事業所のすべてに雇用される常用労働者数です。)  <table border="1"> <tr><td>(1) 1,000人以上</td><td>(4) 30~99人</td></tr> <tr><td>(2) 300~999人</td><td>(5) 5~29人</td></tr> <tr><td>(3) 100~299人</td><td></td></tr> </table>	(1) 1,000人以上	(4) 30~99人	(2) 300~999人	(5) 5~29人	(3) 100~299人	
(1) 1,000人以上	(4) 30~99人						
(2) 300~999人	(5) 5~29人						
(3) 100~299人							

常用労働者についてお答えください。常用労働者とは、期間を定めずに、又は1ヵ月を超える期間を定めて雇われている者及び臨時又は日雇労働者で、前2ヵ月の各月にそれぞれ18日以上雇われた者をいいます。事業主又は法人の代表者、無給の家族従業者は除きます。  
パートタイム労働者とは、常用労働者のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者及び1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週間に超過する出勤日数が一般の労働者よりも少ない者です。

常用労働者 の性別	5 常用労働者数				6 出勤日数	7 実労働時間数 (休憩時間は含めないでください。)		8 現金給与額(税込み額です。)			
	(1) 前調査 期間の末日 は何人でした か。	(2) 採用、 転勤等によ る増加は何人 でしたか。	(3) 解雇、 退職、転勤 等による減 少は何人で したか。	(4) 本調査 期間の末日 は何人でした か。		(5) うち、 パートタイ ム労働者は 何人でした か。	(1) 所定内労働 時間の合計は べ何時間でした か。	(2) 所定外労働 時間の合計は べ何時間でした か。	(1) きまって支給 する給与の総額は いくつでしたか。 (賃金、賞与、 定期的・不規則な 手当等で、労働 時間に応じて支 給されるものと しては、支給基 準が定められて いる給与です。)	(2) うち、超過労 働給与の総額は いくらでしたか。 (残業手当、深夜手 当等です。)	(3) 特別に支払われた給与 の総額はいくらでしたか。 (盆、暮等の賞与、3ヵ月を超 える期間で算定される給与、 ベースアップの差額追給分 及び支給事由の発生が不確 実な給与です。)
男	1	人	人	人	人	人	日	時間	時間	百万 千円	百万 千円
女	2										百万 千円
計	3										百万 千円
うち、 パート タイム 労働者	4										百万 千円
(◎) 計のうち、パートタイム労働者分に記入してください											

9 変動状況 [ 調査期間中に、次のことがあった場合は該当事項の数字を○で囲み、右の備考欄にその概略を記入してください。 ]

1 定昇を実施した。	4 休日に操業、営業等の事業活動を行った。
2 ベースアップを実施した。	5 制度上の週所定労働時間の短縮を実施した。
3 操業短縮、一時休業を実施した。	6 夏休みなど、週休以外の休日を増やした。

10 備考 [ 本月分の報告内容と前月分の間に著しい差がある場合は、その理由を記入してください。 ]

記入担当者 氏名
調査票 提出年月日

この調査票は、10日までに都道府県の統計主管課に提出してください。

この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。

この調査の対象となった事業所の方々には統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。

この調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、資料の提出のお願いや関係者の方々への質問を行うことがあります。

統計法に基づく基幹統計調査  
毎月勤労統計調査地方調査票  
(第一種事業所用)

秘

厚生労働省

平成 年 月分

都道府県 番号	事業所一連番号	産業分類番号			抽出率番号	※事業所 規模番号	※企業 規模番号
		大	中	小			
	0 0 0						

※印欄は記入しないでください。

この調査票は、10日までに都道府県の統計主管課に提出してください。

この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。

この調査の対象となった事業所の方々には統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。

この調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、資料の提出のお願いや関係者の方々への質問を行うことがあります。

様式第4号 (第9条関係)

1 主要な生産品又は事業の内容は何ですか。 (主要なものとは、総収入の最も多いものです。)	3 調査期間中に事業活動を行った日数は何日でしたか。 ----- 日-----						
2 調査期間はいつからいつまででしたか。(前月の最終給与締切日の翌日から、本月の最終給与締切日までの1ヵ月間です。)  月 ____ 日から 月 ____ 日まで	4 企業の全常用労働者数は何人ですか。該当の番号を○で囲んでください。(貴企業(同一会社)に属する事業所のすべてに雇用される常用労働者数です。)  <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>(1) 1,000人以上</td><td>(4) 30~99人</td></tr> <tr><td>(2) 300~999人</td><td>(5) 5~29人</td></tr> <tr><td>(3) 100~299人</td><td></td></tr> </table>	(1) 1,000人以上	(4) 30~99人	(2) 300~999人	(5) 5~29人	(3) 100~299人	
(1) 1,000人以上	(4) 30~99人						
(2) 300~999人	(5) 5~29人						
(3) 100~299人							

常用労働者についてお答えください。常用労働者とは、期間を定めずに、又は1ヵ月を超える期間を定めて雇われている者及び臨時又は日雇労働者で、前2ヵ月の各月にそれぞれ18日以上雇われた者をいいます。事業主又は法人の代表者、無給の家族従業者は除きます。  
パートタイム労働者とは、常用労働者のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者及び1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週間に1回以上出勤日数が一般の労働者よりも少ない者です。

常用労働者 の性別	5 常用労働者数				6 出勤日数	7 実労働時間数 (休憩時間は含めないでください。)		8 現金給与額(税込み額です。)				
	(1) 前調査 期間の末日 は何人でし たか。	(2) 採用、 転勤等によ る増加は何 人でしたか。	(3) 解雇、 退職、転勤 等による減 少は何人で したか。	(4) 本調査 期間の末日 は何人でし たか。		(5) うち、 パートタイ ム労働者は 何人でした か。	(1) 所定内労働 時間の合計は 何時間でした か。	(2) 所定外労働 時間の合計は 何時間でした か。	(1) きまって支 給する給与の総額は いくつでしたか。 (賃貸借契約、就業 規則等に支給条件、 算定方法等が 定められている給 与です。)	(2) うち、超過労 働給与の総額は、 いくらでしたか。 (残業手当、深夜手当 等です。)	(3) 特別に支払われた給与 の総額はいくらでしたか。 (盆、暮等の賞与、3ヵ月を超 える期間で算定される給与、 ベースアップの差額追給分 及び支給事由の発生が不確 実な給与です。)	(4) 左の特別に支払われた 給与の名称及び名称別金額 を記入してください。
男	1	人	人	人	人	人	日	時間	時間	百万 千円	百万 千円	①賞与 百万 千円
女	2											②定期・ベースアップ等の 追給( )月分から( )月分 千円
計	3											③3ヵ月を超える期間で算定 される通勤手当 千円
うち、 パート タイム 労働者	4											④その他(名称別に金額を記 入してください。) ⑤

◎ 計のうち、パートタイム労働者分については記入してください

9 変動状況 [ 調査期間中に、次のことがあった場合は該当事項の数字を○で囲み、右の備考欄にその概略を記入してください。 ]

1 定昇を実施した。	4 休日に操業、営業等の事業活動を行った。
2 ベースアップを実施した。	5 制度上の週所定労働時間の短縮を実施した。
3 操業短縮、一時休業を実施した。	6 夏休みなど、週休以外の休日を増やした。

10 備考 [ 本月分の報告内容と前月分の間に著しい差がある場合は、その理由を記入してください。 ]

事業所の 面接者氏名	年 月 日
調査票 作成年月日	
統計 調査員印	

この調査票は、10日までに都道府県の統計主管課に提出してください。

この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。

この調査の対象となった事業所の方々には統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。

この調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、資料の提出のお願いや関係者の方々への質問を行うことがあります。

統計法に基づく基幹統計調査  
毎月勤労統計調査地方調査票  
(第二種事業所用)

秘

厚生労働省

平成 年 月分

都道府県 番号	調査区番号	事業所一連番号	産業分類番号			抽出率番号	※事業所 規模番号	※企業 規模番号
			大	中	小			

※印欄は記入しないでください。

この調査票は、10日までに都道府県の統計主管課に提出してください。  
この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。  
この調査の対象となった事業所の方々には統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。  
この調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、資料の提出のお願いや関係者の方々への質問を行うことがあります。